

第5期熊本県ひとり親家庭等自立促進計画(素案)に関するご意見の概要と県の考え方について

反映:寄せられた御意見の趣旨を踏まえ、内容に反映するもの
 参考:今後の取組みの参考とさせていただくもの
 補足:寄せられた御意見について案の補足説明を行ったもの
 その他:素案以外への意見

意見No.	御意見の概要	該当頁	県の考え方	取扱
第4章 具体的な施策と数値目標 3「子育てを支える」 日常生活支援『公営住宅の優先入居』及び『住宅確保要配慮者への支援』				
1	<p>ひとり親家庭に対する居住の安定への施策について、ひとり親家庭が民間賃貸住宅に入居する場合、家計体質の脆弱性を鑑みると、居住支援施策が整っているとはいえ、民間賃貸住宅の活用が十分でないとする。また、就労準備・就労期は他の時期に比べて充実しているものの、そこに至るまでの経済的・人的支援が十分でない。</p> <p>例えば、公営住宅の優先入居について、一般的なひとり親世帯への優遇倍率では居住の安定確保とはいえ、また、各種貸付は転宅資金がほとんどであり、家賃を補う貸付は条件が厳しく利用できない状況もある。</p> <p>さらに、ひとり親を支援する居住支援法人は少なく、他施策をコーディネートしながら伴走支援できる法人は少ないため、県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画との整合性も合わせて、ひとり親世帯への居住支援団体の育成が必要。</p> <p>この分野での賃貸不動産業への周知活動を強化し、資力に見合う物件確保に向けた賃貸不動産業の情報力と協力体制ができることを期待する。</p>	P38	<p>御意見について、P38に記載のとおり、住居の確保支援策は、さらに取り組むべき課題であると考えています。まずは、「公営住宅の優先入居」及び居住支援法人(*1)に指定されている民間団体等と連携した「住宅確保要配慮者への支援」に取り組むこと、住宅関係部局、県住宅確保要配慮者支援協議会(*2)等との連携を深めながら、ひとり親家庭の生活の安定に繋がる、住居確保の支援を推進するための、今後の取組みの参考とさせていただきます。</p> <p>*1 住宅の確保に特に配慮を要する者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進を図るため、家賃債務保証の実施や入居に係る情報提供等を実施する法人として、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき都道府県に指定された法人</p> <p>*2 地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携して設立した協議会。住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援や住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に係る必要な措置について協議等を行っている。</p>	参考

(留意事項)

- ・パブリック・コメントは、行政が意思決定を行う際に参考となる提案や意見を県民に広く求める趣旨の手続きです。
- ・個人や団体の個別の対応に関する意見や要望等、本手続きの趣旨に合致しない御意見については、県の考え方を公表しない取扱いとなっています。